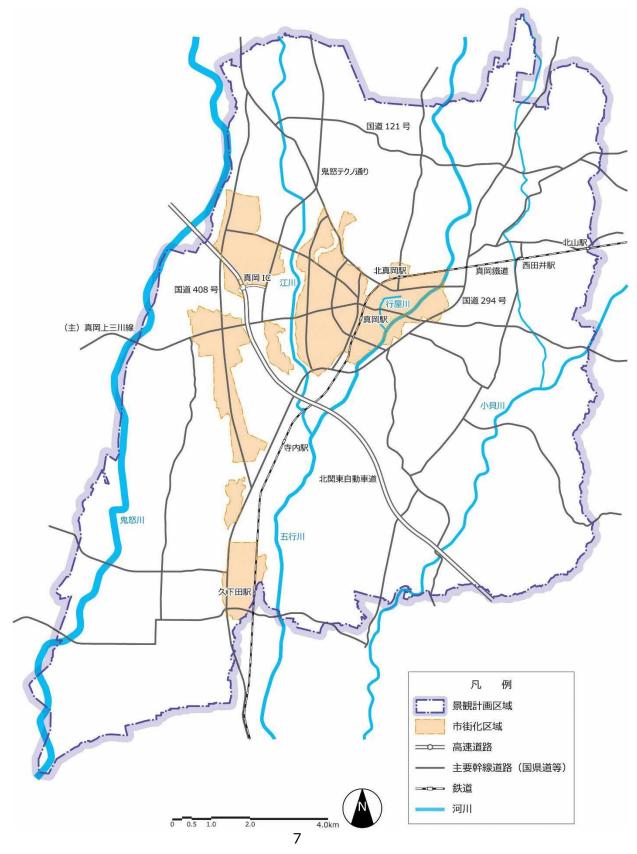
# 第2章 景観計画の区域

# 1. 景観計画区域

本市には自然的・歴史的・都市的・文化的な景観資源が市内全域に形成されています。 これらの景観資源を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、真岡 市全域を景観計画の区域とします。



# 2. 景観計画重点地区

# (1) 基本的な考え方

本市における景観づくりを進めるにあたっては、市民の意向を踏まえるとともに、理解を 得ながら、段階的に充実させていくこととします。

真岡市全域を景観計画の対象区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、地区住民や事業者等と協働して地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき地区を、景観計画重点地区として指定するものとします。

#### 【景観計画区域】

- 緩やかな景観誘導
- 景観づくりに関する情報発信
- 講演会やワークショップ等の景観づくり活動

## 景観づくりに対す る市民意識の高揚

### 【景観計画区域】

- 景観誘導施策の充実
- 景観づくり活動の機会・情報発信の充実

#### 【景観計画重点地区】

- 景観計画重点地区の指定⇒ 追加指定
- きめ細かな景観誘導 ⇒ 誘導施策の充実

# (2) 景観計画重点地区の指定の方針

景観計画重点地区として指定する区域は、次に掲げる地区で、地区住民等の理解が得られた区域とします。

- 特徴的な景観やシンボルとなる景観を有する地区
- 魅力ある景観の創出を目指す地区
- 地区住民の発意により、継続的な景観づくりを行おうとする地区

その指定にあたっては、地区住民等の意向に加えて景観に関する専門家等の意見も踏まえ、 当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限(届出対象行為・景 観形成基準)を定めることとします。